

いわき甲子園プロジェクト実行委員会 活動支援金基準

活動支援金については、予算に限りがあることから、必ず事業実施前に事務局に「交付申請」を行い、「交付決定通知」を得た事業のみに支払うこととする。

なお、活動支援金の使途は、チーム、団体活動（飲食の経費は除く）に充てることとし、個人への現金支給は不可とする。

1 普及活動支援金

普及活動（ティールーム教室等）を実施する場合、次の内容で活動支援金を支払う。

対 象	活動支援額	支払先
児童、生徒、学生	1,000 円/人	主催するチーム、団体単位
社会人（指導者に限る）	2,000 円/人	主催するチーム、団体単位

※活動支援額の上限額は、1回あたりの総額を20,000円とする。

※年間の開催回数の上限は設けない。

2 世代間連携活動支援金

市内の競技団体間の世代間（小学世代から社会人まで）連携活動（野球教室や講習会等）を実施する場合、次の内容で活動支援金を支払う。

	活動支援額	支払先	イメージ事例
パターン1	10,000 円/回	主催する チーム、団体	(中学世代) (小学世代) 単独チーム ⇔ 単独チーム 単独チーム ⇔ 複数チーム
パターン2	30,000 円/回	主催する 団体	(中学世代) (小学世代) 複数チーム ⇔ 複数チーム

※年間の開催回数の上限は設けない。

3 野球教室開催支援金

プロ野球（当該団体、チームのOB問わず）、社会人野球（当該団体、チームのOBに限る）の指導者、選手を講師として市内に招聘し、チーム、団体が主催で野球教室を開催する場合、次の内容で活動支援金を支払う。

講 師	活動支援額	支払先
プロ野球指導者、選手	50,000 円/回	主催するチーム
	100,000 円/回	主催する団体
社会人野球指導者、選手	30,000 円/回	主催するチーム
	50,000 円/回	主催する団体

※年間の開催回数は、主催するチーム、団体でいずれか1回を上限とする。

※いわき市、実行委員会が主催となる野球教室に対しては、支援の対象外とする。

※講師が複数人であっても、活動支援額は一律とする。

※活動支援金の対象経費は以下のとおりとする。

- ・講師謝礼、交通費、宿泊費
- ・会場使用料
- ・備品購入費（教室開催に要するものに限る）
- ・印刷費、広告費（教室開催を周知するものに限る）

4 都市交流活動支援金

市内の団体が、市外の団体と交流事業（単なる練習試合は除く）を実施する場合、次の内容で活動支援金を支払う。

活動支援額	支払先
50,000 円/回	主催する団体

※年間の開催回数は、主催する団体で1回を上限とする。

※いわき市、実行委員会が主催となる交流事業に対しては、支援の対象外とする。

※活動場所は、市内、市外を問わない。

※活動支援金の対象経費は以下のとおりとする。

- ・交通費、宿泊費
- ・会場使用料
- ・備品購入費（交流活動に要するものに限る）
- ・印刷費、広告費（交流活動を周知するものに限る）

附則

本基準は、令和7年7月2日から施行する。

本基準は、令和7年8月1日から改正する。